

回答様式

契約件名	東北自動車道 みちのく橋床版取替工事
------	--------------------

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	<p>特記仕様書 25.工事細部に関する事項 25-14 プレキャスト PC 床板架設工</p>	<p>施工計画を検討するにあたり、架設したプレキャストコンクリート床板上をコンクリート打設のためのポンプ車とミキサー車が走行可能となる判断は、「共通仕様書 8-2-15 コンクリート構造物への載荷(2)橋面の一時使用」に記載の通りとの解釈でよろしいでしょうか。</p> <p>※下記に共通仕様書の抜粋を記載いたします。</p> <p>(2)橋面の一時使用</p> <p>橋梁、高架及びカルバートは、コンクリート打設が完了してから次に示す期間内に車両を通行させてはならない。次に示す期間以後車両を通行させる場合には、表面に保護を行うものとする。</p> <p>普通ポルトランドセメント及び高炉セメントの場合 28日、早強ポルトランドセメントの場合 7日</p>	<p>そのとおりです。</p>